

ごみ減量化対策に係るごみ処理手数料の見直しについて

令和 7 年 11 月

由利本荘市市民生活部生活環境課

本市では、平成19年度よりごみの有料化を導入し、ごみの排出抑制に取り組んでまいりました。導入当初は市民一人あたりのごみ排出量が大きく減少したものの、近年、再び増加傾向が顕著となり、令和6年度の実績では、目標値を大きく上回る結果となっております。

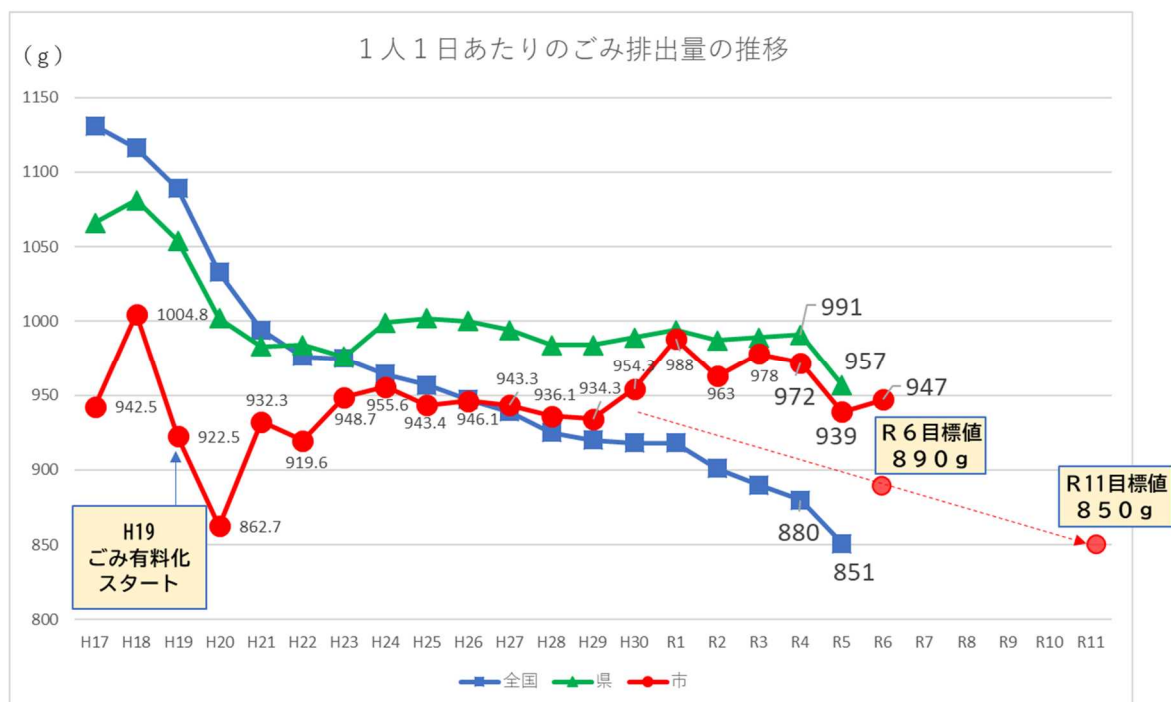
市では、本年5月から4回にわたり、市民、事業者、有識者からなる「ごみ減量化等推進委員会」の皆様、今後のごみ減少化に向けた取り組みを協議していただいたところ、必要な減量対策の一環としてごみ処理手数料の見直しについても提言をいただいたところであります。

現在、市ではこの提言内容の実施に向けて検討を進めており、特にごみ処理手数料については、これまで約18年間適用してきた「激変緩和措置」を廃止し、条例本則に定める価格を適用することなどを含めた見直しを検討しています。

○見直しの背景

ごみ排出量は有料化直後に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和6年度の実績は目標値を大きく超過する状況です。

ごみ処理にかかる経費は、物価高騰や施設の老朽化による修繕費増加などで、1kg あたりのコストが有料化当時の22.2円から35.2円へ上昇しています。



○現在のごみ処理手数料について

平成 19 年にごみの有料化を導入した際、「由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例」の本則で、可燃ごみ袋と不燃ごみ袋の料金を決めました。これは当時のごみ処理コストに対し、住民負担割合を約 40%とした価格で、大サイズ 50 円、小サイズ 30 円、ミニサイズ 20 円としています。

しかし、導入時には暫定的な激変緩和措置として、住民負担割合を約 25%とした価格(大サイズ 30 円、小サイズ 20 円、ミニサイズ 12 円)を「当面の間」適用することを附則に加えました。この措置は現在まで継続しています。

なお、資源ごみ袋については激変緩和措置を適用せず、本則による料金(大サイズ 20 円、小サイズ 13 円、ミニサイズ 10 円)が現在まで続いています。

ごみ袋(可燃・不燃袋1枚)の価格

	大袋(45ℓ)	小袋(25ℓ)	ミニ袋(15ℓ)
現状の価格(激変緩和措置適用)	30 円	20 円	12 円
条例本則の価格	50 円	30 円	20 円

○ごみ減量化等推進委員会からの提言について

ごみ排出量削減に向けた取り組みを見直すため、今年度、市民・事業者・有識者で構成する「由利本荘市ごみ減量化等推進委員会」を5月から8月までに4回開催しました。委員会では、ごみ削減に向けたさまざまな取り組みについて協議し、9月に市へ提言書が提出されました。

提言書の内容には、ごみの有料化に関して「条例に定める本則まで手数料を増額することは妥当である」といった意見が含まれています。

ごみの減量化、再資源化 及び排出に関する提言書

令和7年9月

由利本荘市ごみ減量化等推進委員会



○ごみ処理手数料の見直しについて

これらの状況を踏まえ、市では、さらなるごみの減量化・再資源化の促進を図るため、手数料の見直しを検討しております。見直しの主な検討内容は以下のとおりです。

- ・現在適用している「激変緩和措置」を廃止し、条例本則の価格を適用。
- ・例：燃えるごみ・燃えないごみの大袋は現行 30 円→改定後 50 円、小袋は 20 円→30 円、ミニ袋は 12 円→20 円。
- ・燃えるごみ・燃えないごみに新たに中サイズ(35ℓ)を導入し、家庭での最適なサイズ選択を促進。
- ・資源ごみ袋は現行どおりの料金を継続。
- ・粗大ごみ手数料や清掃センターなど持ち込み手数料についても、ごみ袋の改定にあわせて見直しを検討。
- ・子育て世帯や介護世帯へのごみ袋配布を継続。

指定袋ごとのごみ処理手数料(ごみ袋販売料金)見直し案

種別 (色)	サイズ		現行料金 (激変緩和措置)	改定料金案 (本則)	備考・差額
燃えるごみ袋 (黄色) 燃えないごみ袋 (青色)	大	45 ℓ	30 円	50 円	+20 円
	中	35 ℓ	-	40 円	新規サイズ
	小	25 ℓ	20 円	30 円	+10 円
	ミニ	15 ℓ	12 円	20 円	+8 円

由利本荘市市民生活部生活環境課

電話：24 - 6254

Mail: kankyo@city.yurihonjo.lg.jp